

## 核兵器禁止条約の参加を求める要望意見書

2017年7月7日にニューヨークで行われた国連会議において、国連加盟国の3分の2の122カ国の賛成で核兵器禁止条約が採択されました。

同条約によって禁止される内容は、核兵器の使用、開発、実験、製造、保有等のほか、核兵器を使用するとの威嚇についても交渉過程の中で禁止項目に盛り込まれ、核抑止力の考え方を明確に否定するものとなっております。このことは、核軍縮が遅々として進まない状況の打開に向けて、核兵器非保有国を初めとする国際社会が強い意志を示したものと言えます。

同条約の前文には、被爆者の受け入れがたい苦しみと被害に留意すると明記されました。このことは、核兵器廃絶や平和への願いを世界に発信し続けてきた広島、長崎の被爆者の思いを国際社会が認めたことにほかなりません。

また、2019年11月24日には、日本を訪れたフランシスコ・ローマ教皇が、抑止力も含めて違法との踏み込んだ見解を世界中に発信しました。

同条約は、50カ国目の批准書が国連事務総長に寄託されてから90日後に発効されることになっています。2019年11月25日現在、80カ国が調印し34カ国が批准しておりますが、50カ国の批准には達していません。

日本は、核の抑止力に依存するという考え方ではなく、核兵器廃絶に向けた強いイニシアチブを発揮するとともに、核兵器のない世界を目指す姿勢を積極的に発信し、核兵器禁止条約に参加すべきだと思います。

よって、国及び関係機関におかれましては、核兵器禁止条約に署名、批准するよう要望いたします。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

苫小牧市議会

【提出先】 内閣総理大臣、外務大臣、衆議院議長、参議院議長